

▼図表5 世界、国、東京都などの性的指向や性自認などに関する取組

世界の状況		
平成23年	国連人権理事会	性的指向と性自認に基づく人権侵害問題に焦点を当てた初めての決議を採択
平成26年	オリンピック憲章改正	オリンピック憲章が定める権利及び自由は、性的指向などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく享受されなければならないと明記
国の状況		
平成27年	第4次男女共同参画基本計画	性的指向などを理由として困難な状況に置かれている場合について、人権侵害があつてはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要と明記
平成28年	ニッポン一億総活躍プラン	性自認・性的指向に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めると明記
東京都などの状況		
平成27年	東京2020大会開催基本計画	大会ビジョンの提となる3つのコンセプトのうちの一つが「多様性と調和」。性別、性的指向などあらゆる面での違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで社会は進歩していくと説明
平成30年 (一部の規定は平成21年施行)	東京都オリンピック憲章にうたわれる 人権尊重の理念の実現を目指す条例	性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図ると明記

<出典>各HPを基に筆者作成

3. 行政が取り組む意義

(1) 人権問題として捉える

なぜ、自治体が主体となって性的指向や性自認などを基に多様な性のありように対応する必要があるのでしょうか。それは、性的指向や性自認などが「その人らしさ」そのものであり、それを保障することはまさに人権を守ることだからです。人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。そして、一人ひとりが自分だけではなく、他人の人権についても正しい理解を持ち、人権を尊重し合うことが重要です。

例えば、好きになる性を変えなければいけないと言われても、努力や矯正によって変えられるものではありません。しかし、性的指向や性自認などは自分の意思で変えることができるものだという誤解が、LGBTや性的マイノリティに対する差別や偏見につながっています。そのため、LGBTや性的マイノリティの中には、「人と違うことがいけないので、または、おかしいことなのでは」と悩み苦しみ、自ら命を絶つに至る人もいるのです。

性のありようは人それぞれの「その人らしさ」であり、周囲が「こうあるべき」と強要するものではなく、尊重するべきものと理解していく必要があります。

(2) 世界、国、東京都などの状況

図表5をご覧ください。世界の状況に加えて、国も性的指向や性自認を理由に人権侵害があつてはならないとしています。また、東京都は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)を契機として取組を進めています。性的指向や性自認などによる差別の禁止を定めた条例が平成30年10月15日に施行され、市町村においても、性的指向や性自認などを尊重する取組が求められています。

4. 自治体の取組紹介

性的指向や性自認などを尊重するために、自治体として何ができるのか、実際に取組を進めている3つの自治体について紹介します。

なお、本章でのLGBTや性的マイノリティという表現は、各自治体の取組や方針に基づく表現を使用しています。

■世田谷区～同性パートナーシップ宣誓の受付を開始～

同性パートナーシップに関する取組は、渋谷区と世田谷区が同時期(平成27年11月)に開始しました。渋谷区はパートナーシップ証明の取組に関する事項を含む男女平等と多様性尊重に関する条例を制定したのに対し、世田谷区はパートナーシップ宣誓に特化した要綱を定めまし

た。世田谷区の取組は、同性カップルの要望ができるだけ早期に実現するために、区長裁量で決定できる要綱により定めたことが特徴です。

<世田谷区同性パートナーシップ宣誓とは>

日本では同性婚が認められていないため、同性パートナーの関係を公に証明することができません。そのため、賃貸住宅の入居を断られる、パートナーが病気になったときなどに医療機関で家族として処遇されないこともあります。

世田谷区同性パートナーシップ宣誓にかかる取組は、公に認めてほしいという同性カップルの気持ちを受け止める取組です。この取組では、同性カップルはパートナーシップ宣誓を行い、区から収受印を押された宣誓書の写しと宣誓書受領証を受け取ります。これらの書類に法的効力はありませんが、制度開始前に区長・副区長が不動産業者団体と医師会の会合に出向き、制度の趣旨をよく説明し、理解や配慮をお願いしたことです。

▼図表6 世田谷区同性パートナーシップ宣誓書・受領証イメージ



<出典>世田谷区 提供資料

<取組の経緯と現状>

同性パートナーシップ制度については、平成26年9月に議会で質問があり、平成27年3月には10名以上の当事者の方々が区長に面会し要望書を提出しました。同年4月から正式に区内検討組織を設置し検討を進め、9月に世田谷区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱を制定し、11月から運用を開始しました。平成30年10月1日時点で通算79組の同性カップルが宣誓しています。

パートナーシップ宣誓をした方の中には今ま

で相当につらい思いもされていましたが宣誓書受領証を受け取って涙ぐむ方や「公に認められてとてもうれしい」と心から喜んでくださる方もいらっしゃるそうです。

<今後の方針>

多くの自治体で同性パートナーシップに関する取組やその検討が進められることで、日本全体に性的マイノリティへの支援が進むことは、喜ばしいことです。性的マイノリティに関する正しい知識と理解が社会全体に広がり、性的マイノリティの方々が安心して暮らせる社会になることが最も重要だと世田谷区では考えているそうです。そのために、今後も性的マイノリティの方の思いを受け止め、多様性を認め合う社会の構築のために理解促進・普及啓発を進める方針とのことです。

■国立市～自治体で初めてカミングアウトを個人の権利として条例に明記～

カミングアウトとは、性的指向や性自認等を隠している状態から打ち明けることを言います。国立市は、自治体で初めてカミングアウトを個人の権利として明記した条例を制定しました。

<条例の内容>

平成30年4月に制定された「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」(以下「条例」という。)では、性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されています。公表の自由には、カミングアウトすることも、しないことも含まれています。また、条例では、他者が本人の意に反して公表すること(アウェーリング)も禁止しています(次頁図表7)。

カミングアウトの権利、アウェーリングの禁止は、条例の骨子案段階では明記されていませんでした。骨子案に対する意見募集で、当事者から「カミングアウトを強制するような印象があるため、強制しないというニュアンスを取り入れてほしい」という要望がありました。条例に単に「性的指向・性自認等」を記載しただけで